

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第1回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和5年（2023年）7月5日（水曜日）14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市役所第一庁舎2階大会議室	公開の可否	可・不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	3人
公開しなかった理由			
出席者	委員	大谷委員、星屋委員、浦委員、三宮委員、井上委員、上田委員、堀之内委員、有田委員、長永委員、荒木委員、星名委員、河本委員、六車委員、岡田委員、根本委員 以上、15人	
	事務局	小野福祉部長、坂口福祉部次長 （以下、障害福祉課） 酒井課長、細貝主幹、畑主幹、森田補佐、阿部補佐、加藤副主幹、河本副主幹、酒井係長、井上主査、大汐主事、乗上主事 （以下、おやこ保健課） 山内課長、高主幹、橋爪係長	
	その他		
議題	<p>案件1．豊中市第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について</p> <p>案件2．障害者相談支援センターの評価について</p> <p>案件3．その他</p>		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

議事要旨

- 委員並びに事務局紹介
- 開会あいさつ
- 事務局より会議の案内ならびに配布資料の確認

【案件1】豊中市第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について

(事務局)

- ・豊中市第六次障害者長期計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定について資料説明

(委員)

- ・資料1-2の1ページ目、2ヶ所網掛けのうち上の網かけに、障害のある人の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化や親亡き後への対応とあるが、本日配布の会議録にも関連した8050問題が出ている。障害のある当事者が将来自分で家の事を1人でやっていけるか、他にも様々な今後の問題が考えられる。8050問題は既に問題に差し掛かっている当事者もいる状態で今後も増えていく。市としても改めて取り組みをお願いしたい。

(委員)

- ・資料1-2の相談支援について、アンケート調査集計結果でもどこに相談したらいいのかわからないと出ているが、年齢や障害種別等、何か特徴があるのか。

(事務局)

- ・アンケート集計は地域性や障害の種別での集計は行っている。少し時間をいただければ確認して後ほど回答したい。

(委員)

- ・資料1-2、相談支援の部分だが、アンケートの項目に相談をしたくないという項目があったと思うが、これは要望になるが、我々は日常生活の中で相談をしたいことがあれば友人等に気軽に相談することができるが、障害者は相談内容に専門性が高いことが含まれていたり、プライベートに入り組んだ相談が多くなってしまいうまく周囲に相談しづらい。
- ・相談をする相手には一定の信頼関係を保って話を聞いてもらいたい、相談支援専門員がすぐ変わってしまったというケースが多々ある。変わるたびに都度自分のプライバシーの多く含まれた相談事を話していかないといけないというのが、相談をしたくない理由ではないか。
- ・相談者はどれくらいの期間相談し、支援してもらったのか。また担当者が変わった場合にはどれくらいの期間相談を受けてどれくらいの期間で何名の方が引き継いだかというような統計も考えながらたたき台を作っていただきたい。
- ・専門的な助言が欲しいという部分が多くあると思うが、法律相談や社労士など専門性の高いアドバイスが必要なケースなど、横の繋がりとして相談者から次の相談者に例えばバトンを手渡す必要もある。しかし、世間一般の専門家は人権擁護の考え方、障害者への理解が乏しく、専門的な助言が欲しいが障害者への理解がないという二つのこのジレンマが生まれる。
- ・専門家がまず人権擁護や福祉的な観点をすごく考え、研修などを受けた上で相談に応じられるように、そういった観点を重視してたたき台を作っていただきたい。

(会長)

- ・実態として何回も同じことを繰り返して言わなければならない、すぐ交代してしまうなどはあるだろう。
- ・また、人権という観点からの専門性、この辺の研修はどうなっているのか。

(事務局)

- ・担当者が変わってしまう事例は少なからずあり、その結果、相談者が指摘のような状況に陥ってしまうことは重々認識している。一方で特効薬もない状況で、市からの委託相談窓口事業者には6年間ということで、継続的な相談が可能になるよう長期の契約をお願いさせていただいている。完全ではないが継続して相談を行えるように、少しでも継続的な体制を構築しているところだ。
- ・専門的な相談については、平成26年に始まった今の相談支援センターの前の形、基幹相談支援センターが、大阪弁護士会から特に障害の分野に詳しい弁護士3名とアドバイザー契約のような形で月に1回、2時間相談員向けの相談会ということで来ていただいております、これは9年目になる。また併せて福祉に長けた学識経験者の相談機会も同じく月1回入っていただいております、そういった専門的な相談に繋げる体制構築をしてきており今後も継続していく考えだ。

(会長)

- ・ワンストップと言われるが、分業化のなかひとりで全て賄うぐらいのスーパーマン的にはいかなないので、そういった専門的なところとどう連携を取っていけるか。私はネットワーク、連携というところがひとつキーワードになってくるだろうと思う。連携をきちっと取ってあげれば、自信がないのに相談を受けるよりはより専門性の強いところに繋いでいくような、リファーが可能な体制をつくってあげられるのではないかな。
- ・また、守秘義務について、職務上のことなので基本的に相談員であっても守られなければならない。このあたりについても相談の冒頭に申し上げるといった手続き的なところもきちっとふんでいけば不信感も多少軽減するのではないかな。

(委員)

- ・経験者としては、相談支援専門員は、この人でないと駄目ということではないと言いたい。例えば意見にもあったが相談事があれば知人に相談するが、この関係というのはもう既に信頼関係が構築されている。
- ・相談支援専門員というのは、あまりにも多くの方が固定観念でこの人に永続的に相談しなければならないと思っている。この部分に関して、相談支援専門員は変えられるということを今後伝えてあげてほしい。
- ・地域連携室なりメディカルソーシャルワーカー、社労士、こういった部分をもっと数を増やせたら、包括的にみんなで繋いで、その個人を守っていくというような形をとれるのではないかなと思う。

(会長)

- ・措置から契約へという中で、いわゆる民法上の計画相談支援事業所と利用者と契約を交わすということになっており、それには原則がある。契約自由の原則、誰とどのように契約してもそれは自由であること、それから法的平等対等だということなど、こういったところも当然出てくる。

- ・昔の措置の時代だと、やっぱりそういうところが変われないといった側面があった。今はそういったところは利用契約を結ぶことになっているので、本当はそのときに守秘義務も含めて説明しているはずである。契約を交わした上で、相談支援に乗るとというのがこの相談支援事業の基本だが、忙しいのかあるいは十分説明しきれないのかその辺のところも少し検討いただき、本当に必要なときに必要なサービスが届くような仕組みを構築していく必要がある。
- ・また、連携先をきちっと持ち、難しいあるいは複雑な相談の場合に、相談員だけが乗るのではなく、いろんな連携したところとタイアップしながらやっていくという方策になればと思うので、これらも含めて計画の中で取り組んでいただければと思う。

(委員)

- ・第六次計画の課題と対応の「親亡き後への対応」について。親が亡くなるということだけでなく、きょうだいがいないなど家族が少ない、親族が身近にいない、疎遠であるといった状況にいる人も多い。親族でも支援しようとしたときに、二親等以外は法律的な壁がある。入院や手術の署名から金融機関や行政機関の手続きも容易ではなく、関係性を示す戸籍謄本の提出など煩雑で時間がかかり、支えようと思ってもともしんどい。家族が小規模化していく中で、後見人という法的制度にいたらなくても、身近に支える人たちのネットワークをつくる、書類作成や手続きなどで柔軟な仕組みをつくることの検討を求めたい。
- ・障害者の就労に関して。労働組合や労働行政が連携して設立した、大阪市内に拠点を置くNPO法人では、障害のある生徒・学生の企業でのインターンシップ事業を実施。学生には就業のイメージをつくり、社会参加へのハードルを下げようとしている。豊中市でも、いきなり就労というよりは、インターンシップを体験して自身の強みや課題を見つけ、就業の可能性につなげることができる、企業には障害者雇用への理解促進をはかることできるように、インターンシップ導入・活用も検討していただきたい。
- ・デジタル化、情報アクセシビリティについて。今後6年間という時間枠で考えると、デジタル化は急速に進むと思われる。手話、要約筆記にどこまで変わりうるかはわからないが、デジタル機器によって、障害者が情報にアクセスしやすくなり、コミュニケーションが促進される可能性が高いのであれば、デジタル機器の導入・活用を検討いただきたい。加えて、障害者とその家族などが利用する場合、貸与など財政的支援も考えていただきたい。
- ・マイナンバーカードの導入で、認知症の高齢者について議論があるが、知的障害者でも同じような課題を抱えていると思われるので、課題への視点を広げ、考慮していただきたい。

(会長)

- ・民法上、どうしても書類などは制度上どうしようもないところもある。具体的に言うと、医療的に手術する際の同意書に対しては、本人あるいは直系の方でないが無理だといったいろんな民法上のルールもある。そういったところを簡素化できるところとできないところを精査しながら、可能な限り取り組めればと思うが事務局としてはどうか。

(事務局)

- ・指摘の通り、親族がなかなか身近にいないという問題は、喫緊の問題だと思う。成年後見制度など利用が必要なケースはあらかじめこちらの方から支援をするなど手を差し伸べるのが可能だが、日常のそこまでではないというところに対しては、やはり支援者を広げるために、個人でなく地域で支えていくという視点も重要だと考えている。

(会長)

- ・インターンシップについては府の労働課が取り組んでいるようだが、豊中には何かあるか。

(事務局)

- ・就労・雇用支援センターで実習を受け入れて就職に繋げるとかというような動きは従前から取り組んでいる。ただ、さらに広げていくために地域の事業者への働きかけは進めていかないといけないと感じている。施策の中でも取り入れられるものは取り入れていければと思う。

(委員)

- ・親亡き後への対応について、そのこのところから考え方を考えていかないといけないと思う。親亡き後ではなく親あるときからいろいろ考えてほしい。親あるときから一緒に地域で過ごすということが基本にならないと相談職も育たない。
- ・親亡き後ではなく親あるときからいろんな施策を考えていかないと人権意識も育って行かない。そこをもっと私たちも言っていないといけないし行政の方々にももっと頑張っていたきたい。

(会長)

- ・親亡き後というフレーズではなくてあるときからどういう社会を作っていくか、そこを考えないといけない。それは親だけの問題ではなく、福祉関係者もそうだ。知っていながら何も手を講じないという、通所に来ている人が年取っていくのは分かっているはずだが、お世話して帰したらそれで終わりではなく、その後のこともどうするのか一緒に考えていただけるような、寄り添うような支援が大切だ。
- ・場面によって分け隔てる社会を変えていくようなそういった問いかけみたいなことがなければ、世の中もなかなか変わっていかないだろう。

(副会長) ・

- ・高齢化社会で8050問題というものについても、相談支援の方からきっちりしていかなければいろんな問題が解決しないと思う。市民の自由意見を読んでも、やはり障害者の家族が将来をどう考えているか、何を基準にしてどのような問題があるのかという点をふまえたうえで福祉計画が出来上がっていかなければ嘘だと思う。
- ・8050問題も出てきたように、高齢化していく中で親も障害者も重度化し高齢化すると、親として不安になる。グループホームやショートステイなど、いろんな形のサービスがあるが、即座に対応してもらえる形になっているのかどうか、例えば、グループホームについてはやはり絶対数が不足しているのではないかと。また、今はグループホームの事業者は株式会社も合弁会社も社会福祉法人も含めるとものすごく増えている。しかし、自分の子どもを入れるためにはどうするかとなると、なかなかそう簡単にはいかない。そういうところでやっぱり相談支援というのが大事になってきている。
- ・また、相談支援事業所の担当の人にいろいろ話を聞いたが、「今大変です」と、高齢化により相談の質が変わってきているという。相談支援について相談する障害者の側からいろんな形で意見が出てきている。
- ・事業者側の悩みというのもあり、意見にもあったが、相談員は長い間の信頼関係に基づいた形で契約を結び、何かあればあの人に相談すれば助けてくれるんだという信頼関係のもとで出来上がってきている。そういう人がどんどん変わっていくと、これまた大変だと思うが、相談事業所としても相談を受ける事業の採算性の問題もある。

- ・いろんなところに話を聞き、問題を明らかにしていかなければ解決しない。障害者が困った際には相談支援が基本になってくる。そこがしっかりしていかなければ、障害者がこの街で暮らすというのが難しくなってくる。基本的にそういう体制をつくる、相談を受ける人の知識や技術を上げていかなければならない。

(会長)

- ・相談支援の大切さをうかがえたと思う。
- ・最近のコロナの状況もふまえ、支援のあり方、感染症対策、こういったところもあわせて捉えておく必要があるかと思う。
- ・マイナンバーカードについても、知的障害があっても自分でなかなかその暗証番号そのものが管理できないといった問題もある。これをどうしていくのか、それと紐づいている保険証、重度障害者の医療証というのは1年更新なので、その保険証とどうリンクするのか。これは国の制度であり豊中市だけの問題ではないが、今後施策としては、国全体の計画の中で出てくる問題ではないのかと思う。
- ・意見のあった書類が多すぎるのではないかという点なども、成年後見人の限界ということもありやはりオールマイティーではないので、後見人は本人に代わってサインすることができず、こういったところをどう社会全体で作っていくかも併せて見据えていかなければならない。病院の中で身寄りがない障害者が病気で手術というときに、病院内の委員会でクリアするような仕組みを作っている病院もあるようだ。
- ・差別解消については、ヘルプマークが浸透していない。これは宣伝・啓発のようなところが問われる部分だ。いろんな国の施策もあるが、こういったものがどうも浸透しにくい要因というのは一体どこなのかを考えていただくことも重要なポイントかと思う。
- ・一人ひとりが輝くための自立と社会参加についても、先ほど指摘のあった教育の問題がある。最初の区別が一生の区別になる、分離になるという日本社会の二元的な対応というのは、やっぱり分け隔てする社会を作っているのではないかと思う。インクルーシブ教育を豊中は推進してきたので、ともに育った子どもが大人になったときに他市と違う、そういった権利擁護をめざすような共生社会を支えるような人材として育てているという実証をできれば一番ありがたい。
- ・雇用・就労については、就労のやり方、就労の進め方、こういったところはいろんな企業も含めて考えていく必要がある。
- ・特に進んでいないのはスポーツ活動だと思う。豊中市の場合は体育館が拠点として設けられているので、こういったボッチャ等も含めて文化的なところをうまく使いながら、自立と社会参加を支える社会、豊中市を作っていくだけでいいかなと思う。
- ・支え合い、暮らせる地域生活という部分では、ひまわりの障害福祉センターで、医療について、子どもの頃は訓練を受けられたが大人になったらそれではなくなってしまおうということのないよう、医療が継続して受けられるような仕組みも併せて考えていただいているようだ。
- ・自立した生活の支援については、残念なことに施設入所あるいは精神障害の入院患者など、なかなか地域移行が進んでいない。そのまま放置するのか、あるいは地域移行を進める豊中市の姿勢というところもまた検討いただかねばならない。グループホームは先ほど意見にもあった特にビジネスモデルのような、お金儲けの手段にならないようなあり様というものも考えていかなければならない。

- ・アクセシビリティについても、せっかく豊中市は手話言語アクションプランまで作っているので、こういったところを少しポイントを絞りながら施策を進めていただければと思う。また、生活環境で、図書館のバリアフリー化というのは一体どうなっているのかというのが、ここの中では見えにくいと思う。
- ・災害について、ここはやはり委員の皆さんの思いもあると思うのでしっかりご意見をいただきたい。このたたき台を作成した事務局も大変に苦勞いただき、わかりやすく提示をいただいていると思う。
- ・これらの点をふまえながら、豊中市の長期計画を進めていければと思う。それぞれが関連しているので、施策全体の長期計画の中で、3年ずつの福祉計画がどう位置づいて、どう関連しているのかというところを併せて考えていただく必要があるだろう。

(事務局)

- ・先ほど委員からご質問いただいたアンケート結果報告書だが、今日の資料にはないが21ページ目から25ページ目あたりに相談しない理由のクロス集計としていろんな要因を集計しているが、障害種別ごと年齢ごとの率は検証できていない状態だ。
- ・年齢ごとにどういった意見が出るかという検証として行っているのは、通所支援受給者証を持っている児童だけで、全体の傾向としてはやはり、若い人で相談などをする場所がわからないという率がやや多い。再度指摘のあった視点でも検証してみたい。
- ・前回検証していたのは、居住地別で差が出るのかどうか、障害種別ごとで集計し前回報告させていただいた。また、サービス利用の有無での比較を行った。サンプル数が非常に少ないが傾向としては、居住地別でいくと中南部に比べて北東部、北中部、北西部、北部の方がやや相談どこにしていかわからないという傾向がある。障害種別の全体ではサービス利用者は発達障害、視覚障害で全体より5ポイント高くなっているが、サービス未利用者では精神障害でかなり低くなっており、サービスを使えていないことで相談と繋がっておらず、必要なサービスも届いてないのではないかと思われる。

【案件2】障害者相談支援センターの評価について

(事務局)

- ・障害者相談支援センターの評価について資料説明

(会長)

- ・それでは事務局提案の豊中市相談支援センター運営事業評価部会について了承ということでよいだろうか。

(委員)

- ・評価部会を設けることについては同意するが、委員構成について提案がある。評価者に利用者の視点がないと思うので、この三者に加えて、市民公募委員の追加を提案したい。市民の立場から評価するということが必要ではないかと思う。

(会長)

- ・利用者視点というところで委員として入っていただくべきではないかという意見だ。事務局はどうか。

(事務局)

- ・評価部会は、部会を立ち上げるということを会議に諮っていただいて承認いただき、会長が指名する委員等で構成するということになる。会長が指名する委員となるので、会長が全部

の委員を指名いただくことになる。

(会長)

- ・とりあえず挙げたのが学識経験者、行政機関に従事する者、障害者の福祉に関する事業に従事する者ということだが、委員の指摘にあった利用者の視点というところも必要だとの意見を重視し、利用者にも委員としてお願いしたいと思う。
- ・ただ選任については部会長のこともあるので事務局とも調整の上、4者という形で委員を選任させていただくということでしたら承りいただけるだろうか。
- ・特に異論がないようなので4者で構成をする評価委員評価部会を立ち上げるということで推進協議会として了承したということですのでよろしくお願いしたい。

(事務局)

- ・評価委員については、やはり評価を行うということで利害関係がない方をということになる。選定評価が終わる前までは、委員の名前は非公開とさせていただきます。

(会長)

- ・では、案件2までは審議いただいたということで、上田委員からの案内に移りたい。

(委員)

- ・その前に、相談支援体制についてだが、今は福祉サービスはある程度出来上がっており、朝昼夕の行先、平日も休日も大体パターンは決まってしまう。障害者は何かはめこみのような形の一か月の計画が出ることに疑問を感じる。その人の個性も大事にしていかなければならないという論点も、この協議会でも新しくできる部会でも話してほしい。このままでははめこんで一部の営利事業者が儲かるような仕組みにもなりかねないと危惧している。
- ・それでは最後に、豊中市の公式Y o u T u b eに去年国連で私がお話をさせてもらいにいった話を公開しているので、ぜひみなさんにも見ていただければと思うのでよろしくお願いしたい。

(会長)

- ・審議案件としてはこれで終了という形になる。最後意見等いただければと思うがどうか。

(委員)

- ・資料1-2の3ページ、豊中市立学校のエレベーター設置、これは未設置校に対する設置ということなのか。また、トイレの改修等の環境整備は、例えばバリアフリーの観点でいわゆる多目的トイレのようなものを市立学校に整備していくというような考え方なのか。バリアフリーの視点で言うとなかなか厳しい学校もまだまだあるので教えていただきたい。
- ・また、アンケート調査の自由回答なのでこの通り書かれているのかとは思いますが、学校の先生にも障害者の情報を知っておいてほしいとある。これはどういう情報を学校の先生にも知っておいてほしいのか、障害者の情報というのはどういうことなのか。

(事務局)

- ・各小中学校へのエレベーター設置やトイレの改修等の環境整備の点については、令和4年度末現在で達成状況89%、未設置の学校について優先順位をつけ設置に向けて予算確保するとともに計画通り順次設置していくというものだ。
- ・トイレ改修、第二次トイレ改修事業についても、和式便器の洋式化がまだまだできてないということで前期計画ではそれを中心に洋式便器の改修として取り組みを進めるものだ。
- ・アンケートの自由記載欄に書かれていた意見については、全体的に言えば、障害の特性に応

じた支援や専門的な指導の情報が欲しいと言った角度の意見が結構あったため抽出したものである。

(会長)

- ・制度について、変更点、あるいは新規にいい制度ができており、重度障害者の職場の介護を支援するための仕組みということで、改めて従来は認められなかった職場内介助のことを認めるような法律ができてきているようだ。それに伴って豊中市は、予算措置を講じていただいたと思う。

(事務局)

- ・障害者等就労支援特別事業の方をさせていただいた。この事業についてまだまだ利用者が少ないところではあるが、先ほども委員の中で議論があったデジタル化の推進等に伴って重度の障害でも就労可能となっている人がおり、今後とも利用者促進を図りたい。

(会長)

- ・こういった新しい制度ができ、また今度の制度では、大学進学を考える障害者の学内介護についても、大学と窓口を一つにするという条件付きだが、大学と協議しながら、そういった支援が新たにできているところだ。
- ・制度がまだ十分に行き渡っていないところもあるが、制度上の移り変わりには情報が入りにくいというところもあると思う。制度の変わり目あるいはいろんな制度が新設にできる場合の情報を届けられるような相談支援体制であってほしい。

(事務局)

- ・先ほどの委員の自由意見欄への質問だが、確認したところ、回答者は18歳以上の障害福祉サービス利用者となっている。なので、おそらくは自身の体験に基づいて障害福祉サービスを利用しているため、障害福祉サービスについての知識があまり先生になかったのを知っていただきたいという意図が入っているものと思われる。

(委員)

- ・資料1-2、1ページ、障害のある人の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化や親亡き後の対応について、意見にもあった親亡き後ではなく親があるときというのは本当にそうだと思う。重度化することで自分の思いを発せなくなるということもあると思う。親亡き後と同じように声なき声という言葉もあるように、前もって自分から発言ができる状態のときに、その人の人となりというのを支援者が抽出しておくという作業は親亡き後の地域ですごく質の高い生活を送るためにすごく大事なことではないかと思う。
- ・後見人制度に振り返って考えてみれば、自己決定の尊重というのはその人を最大限に尊重して生活を送らせてあげるところに私はすごく重きを置いている。第三者が支援を行うという中では、やはりその人との関わり、生い立ち、その人がどういったものを好きでどういった経緯で人生を歩んできたかというのはすごく支援者にとって大事なものだ。その人の個人を知っていくということの大切さ、今後のその人の個人個人の人生にとって大切なものだとは私では考えているので要望として重ね重ねお願いしたい。

(会長)

- ・基本的には意思決定支援という、あるいは自己決定というところを大事にするということになると思う。指摘いただいた点については今後、相談支援体制あるいは施策の中でも、権利擁護のところできっとしっかりとりまえて発信できるようなものにしていければと思う。

(事務局)

- ・ 令和5年度第2回障害者施策推進協議会について案内。

(以上)